第145回

定時株主総会報告書

- ◆事業報告
- ◆連結計算書類
- ◆計算書類
- ◆監査報告書

藤倉コンポジット株式会社

証券コード:5121





事業報告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、経済活動の活発化が進んでおりコロナ禍以前の姿に 戻りつつありますが、ロシアによるウクライナ侵攻、中東の戦火などの地政学リスクが、依 然として世界的なサプライチェーンの脅威となっております。わが国経済においては、イン バウンドの好調、サプライチェーンの正常化が進んでおりますが、人手不足・賃上げ・金利 の引上げ等、企業を取り巻く環境は大きく変化し、対応力を試されております。

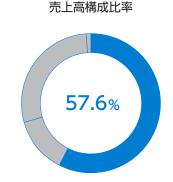
当連結会計年度の売上高は377億8千5百万円(前年同期比7.1%減)、営業利益は36億2千4百万円(前年同期比18.2%減)、経常利益は38億9千8百万円(前年同期比24.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は32億5千2百万円(前年同期比17.6%減)となりました。なお、特別利益に補助金収入5億9千2百万円を、特別損失にオフセット印刷用ブランケット事業からの撤退に伴う事業撤退損失など1億8千5百万円、関係会社株式評価損7千1百万円を、それぞれ計上しております。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

産業用資材

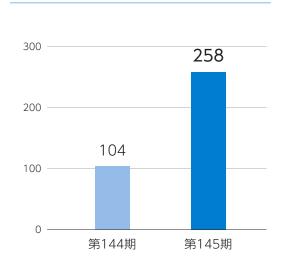
工業用品部門は、自動車関連部品の受注回復の兆しが見えるものの、国内は住宅設備関連の流通在庫過多の解消に至っておらず営業損失となりましたが、中国、米国における受注の回復と価格転嫁、固定費削減が進んだことにより増益となりました。制御機器部門は、海外向け半導体市場は堅調に推移しましたが、国内向け半導体市場及び液晶市場の減産が続き、医療市場はコロナ禍で増産した医療機器の流通在庫過多の影響が継続し、減収減益となりました。

この結果、売上高は217億7千6百万円(前年同期比2.9%減)、 営業利益は2億5千8百万円(前年同期比148.1%増)となりました。



(百万円)





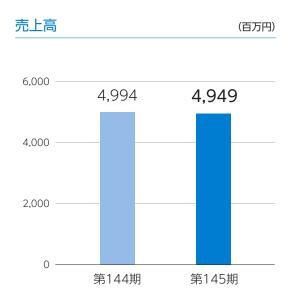
営業利益

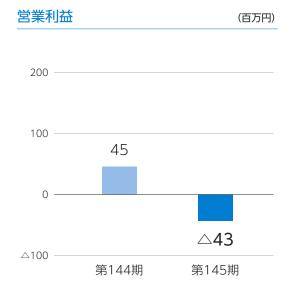
引布加工品

引布部門は、自動車メーカーの生産調整による影響がありましたが、電気・電子分野向けの部材や一般ゴム引布の建材用製品などが好調に推移し、また原材料費やエネルギー費などの価格転嫁が進んだことにより、増収増益となりました。印刷材料部門は、事業撤退に伴い期中において販売終了となり、減収減益となりました。加工品部門は、海外向け舶用品や防衛関連製品が堅調に推移しましたが、国内向け舶用品は低調に推移した事や販売費の増加により、増収減益となりました。

この結果、売上高は49億4千9百万円(前年同期比0.9%減)、営業損失は4千3百万円(前年同期は4千5百万円の利益)となりました。







スポーツ用品

ゴルフ用カーボンシャフト部門は、ゴルフクラブ市場における世界的な流通在庫過多の影響が継続し、クラブメーカー向けの販売が減少となり、減収減益となりましたが、世界のツアープロに愛用されている『VENTUS』、『SPEEDER NX』及び日米発売のアイアンモデル等の主力モデルがアフターマーケット市場で好調を継続し、依然高い利益率を維持しております。アウトドア用品部門は、記録的な暖冬の影響によりバックカントリースキーなど冬物商品の動き出しが遅れ減収となりましたが、ハイキング・トレッキング市場で登山靴の主力モデル『C1_02S』が高いブランド力を維持し、加えて3月に春夏アイテムを予定通り販売開始した事により、増益となりました。



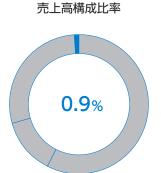
この結果、売上高は107億1千4百万円(前年同期比17.0%減)、 営業利益は39億8千9百万円(前年同期比16.6%減)となりました。

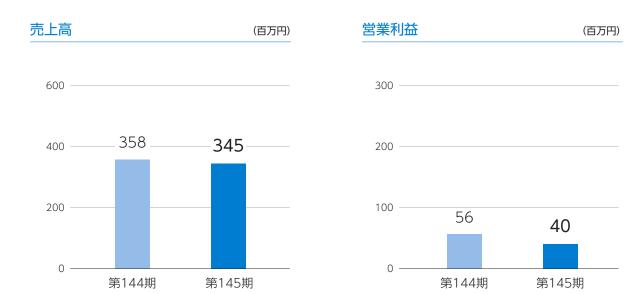


その他

運送部門は、自動車関連及び住宅設備関連の荷動きの低迷、原油価格の継続的な高騰による燃料費の高止まりにより、減収減益となりました。

この結果、売上高は3億4千5百万円(前年同期比3.6%減)、営業利益は4千万円(前年同期比28.7%減)となりました。





② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は14億9千5百万円で、主な設備の内容は次のとおりであります。

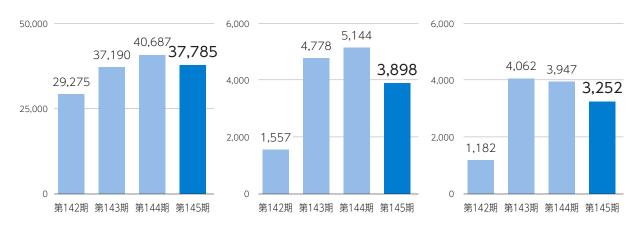
当社小高工場再稼働に向けた改修工事

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は、原材料費、製造費、人件費、販売費及び一般管理費等の 営業費用並びに固定資産等にかかる投資であり、主に自己資金により賄い、必要に応じ銀行 借入等により対応しております。

(2) 財産及び損益の状況





1株当たり当期純利益 (円) 総資産 / 純資産 (E) 1株当たり純資産額 (円)



(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第143期の期首から適用しており、第143期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要な	事	業戊	了容
株式会社キー	ャラバン		1	56百万	5円	100%	アウ	トド	ア月	品(の販売
藤栄運輸株式	式会社			10百万	5円	100	運	送		事	業
Fujikura C	omposite Am	erica,Inc.	4,0	000千岁	ドドル	100	ゴルフ	7用カー	ボンシ	シャフ	トの販売
IER Fujikur	a,Inc.		3,8	300千岁	ドドル	100	工業	用ゴム	製品	の製	造販売
FUJIKURA	GRAPHICS,IN	C.	1	50千岁	ドドル	100	印刷	用ブラ	ンケ	ーット	の販売
杭州藤倉橡脈	廖有限公司		40,0)36千元	T	100	工業	用ゴム	製品	の製	造販売
安吉藤倉橡脈	廖有限公司		96,3	370千テ	T	100	工業	用ゴム	製品	の製	造販売
FUJIKURA CO	OMPOSITES HAIF	PHONG,INC.	2,9	947千岁	ドドル	100					品及び トの製造

- (注1)表示単位未満を切捨てて表示しております。
- (注2) FUJIKURA GRAPHICS,INC.につきましては、清算手続き中であります。
- ③ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、多様なステークホルダーとの適切かつ継続的な協力関係の下で、豊かな社会の実現に向けて貢献していくことを経営理念、事業理念の中に謳い、当社グループの経済的及び社会的な企業価値を中長期にわたって安定的に向上させることをめざし、企業価値の安定的、かつ着実な成長を示す指標として、売上高営業利益率(連結)10%以上、自己資本比率(連結)60%以上、ROE(連結)10%以上を指標とさせていただきます。

そして、事業等のリスクの発現による経営戦略に対する悪影響を最小限に留めるため、当 社グループでは、次のような課題に取り組んでまいります。

① PBR 1 倍超の達成

資本コストや株価を意識した経営の推進において、目標であるPBR 1 倍超を目指し、稼ぐ力の強化・新成長戦略・新株主還元方針・投資家とのコミュニケーション向上の各種施策を実行し、企業価値の最大化に取り組んでまいります。

② 事業の多様化

収益の源泉である事業を多様化し、収益構造を強化するため、当社は、次に掲げる対応をより一層加速して進めてまいります。

- イ. 事業ポートフォリオの最適化を図り、資本コストを意識した経営により、当社グループ 及び事業の収益力をより向上させ、収益基盤を確固たるものとする。
- ロ. 長年培ってきた品質や技術の向上、生産方式の見直し等に積極的に取り組み、日本市場だけでなく世界市場での収益力をより強化する。
- ③ 急速な技術革新への対応

当社は、2024年4月に先進技術戦略室を社長直轄として設置いたしました。

新規分野への投資として積極的に資金配分を実施します。事業ポートフォリオの変革に取り組み、将来のシナジー効果創出のためのM&Aや、スタートアップ・大学研究機関との提携などを幅広く検討してまいります。

従来の技術開発機能に加えテーマ発掘、評価選定のための技術企画の機能を確立し、イノベーション創出により社会課題を解決してまいります。

- ④ 為替動向への対応
 - 海外子会社貸付を外貨建てとする等、為替管理を強化し、為替の影響を緩和しております。
- ⑤ 原材料費の変動への対応

原材料費の変動により、当社グループの営業利益が低下する局面では、状況を見極めながら必要に応じて、購買及び生産体制の効率化によるコストダウン、売価への反映等の措置を講じ、変動の影響を緩和してまいります。

⑥ サステナビリティの推進

2023年4月に管理本部下にサステナビリティ統括室を設置し、情報の一元化管理を図ってまいりましたが、企業活動が環境や社会に与える影響が益々増大し、地球規模の環境破壊や温暖化、人権などの社会的問題を受けて、企業の社会的責任の強化、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが強く求められるようになってきたことを受け、2024年4月よりサステナビリティ統括室を社長直轄といたしました。

当社は「人々の安心を支え、社会の豊かさに貢献できる企業であり続ける」ことを理念に掲げ、「くらし」「ものづくり」「エネルギー」「いのち」「レジャー」をはじめとする様々な分野で社会を支え、持続可能な社会の実現及び持続的な企業価値の向上を目指すことを「基本方針」とし、サステナビリティの更なる推進を図ってまいります。

イ. 気候変動対応

気候変動がもたらす事業への影響・脅威等のリスクを特定し、管理することで、全社リスクマネジメントプロセスにも連携してまいります。

口. 人的資本

従業員及びその家族が、安心して働ける企業を目指します。その実現のため人材育成施 策の刷新、社内環境整備など、健全な事業経営、品質向上、人権尊重及び健康経営を推 進してまいります。

- ⑦ デジタルトランスフォーメーション (DX) への対応 当社グループは働き方改革、生産性向上・業務の変革を目的とした業務改革推進プロジェ クトを設置し、デジタルトランスフォーメーション (DX) 等への投資を積極的に進めてまいります。
- ⑧ その他

当社グループは、その他として以下の課題を掲げ取り組んでまいります。

- イ. グループ全社の内部統制の継続を推進してまいります。
- ロ. データヘルス・健康経営を進めるためのコラボヘルスを推進してまいります。
- ハ. 女性、外国人、障害者などを含む多様な価値観を有する社員それぞれが、性別、国籍、 障害を問わず自らの能力を発揮できる企業を目指します。

(5) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社17社、関連会社1社及びその他の関係会社1社で構成され、主に産業用資材、引布加工品及びスポーツ用品の製造販売での事業展開をしております。

- ① 産業用資材 当社、連結子会社杭州藤倉橡膠有限公司、連結子会社安吉藤倉橡膠有限公司、連結子会社 IER Fujikura,Inc. 及び連結子会社 FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.が製造販売しております。また、製造工程の一部については、非連結子会社2社が担っております。当社グループの製品の一部は、非連結子会社1社及びその他の関係会社1社を通じて販売しております。
- ② 引布加工品 製造工程の一部については、連結子会社FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG.INC.及び非連結子会社1社が担っております。
- ③ スポーツ用品 ゴルフ用カーボンシャフトについては、当社及び非連結子会社 1 社で販売しております。また、海外においては連結子会社 FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.にて一部を製造し、連結子会社Fujikura Composite America,Inc. が販売しております。アウトドア用品については、連結子会社株式会社キャラバンで仕入販売しております。
- ④ その他 物流部門において製品等の輸送及び保管については、主として連結子会社 藤栄運輸株式会社及び非連結子会社 1 社が行っております。

(6) **主要な営業所及び工場**(2024年3月31日現在)

① 本社 東京都江東区有明三丁目5番7号 TOC有明

② 支店 大阪支店 (大阪市北区)

③ 工場 岩槻工場 (さいたま市岩槻区)

加須工場(埼玉県加須市)

原町工場(福島県南相馬市)

小高工場 (福島県南相馬市)

④ 営業所 名古屋営業所 (名古屋市中区)

勝田営業所 (茨城県ひたちなか市)

⑤ 子会社 株式会社キャラバン (東京都豊島区)

藤栄運輸株式会社 (さいたま市岩槻区)

Fujikura Composite America,Inc. (米国・カリフォルニア州)

IER Fujikura,Inc. (米国・オハイオ州)

FUJIKURA GRAPHICS.INC. (米国・ニュージャージー州)

杭州藤倉橡膠有限公司 (中国・浙江省) 安吉藤倉橡膠有限公司 (中国・浙江省)

FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG.INC. (ベトナム・ハイフォン市)

- (注1) ③の小高工場につきましては、福島第一原子力発電所事故に伴い稼働を停止しておりますが、2024年 度中に再稼働予定です。
- (注2) ⑤につきましては、連結子会社のみの記載となっております。
- (注3) ⑤につきましては、FUJIKURA GRAPHICS,INC.は、清算手続き中であります。

(7) 使用人の状況(2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セ	グメ	ント	の名	称	使 用	人数	前連結会計年	度末比増減
産	業	用	資	材	1706	(224) 名	28名減	(26名減)
引	布	加	エ	8	149	(11)	90名減	(17名減)
ス	ポ	ー ツ	用	8	380	(38)	41名減	(—)
そ		σ		他	40	(3)	3名増	(—)
全	社	:	共	通	32	(5)	4名増	(1名増)
合				計	2307	(281)	152名減	(42名減)

(注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
766 (254) 名	9名増(37名減)	41.1歳	14.4年

(注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、2021年11月11日に取引銀行とコミットメントライン契約を締結しておりましたが、当連結会計期間に契約満了により終了しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により 読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得を取得すること及びその 具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。当社の主要株主で ある筆頭株主の株式会社フジクラより、その保有する当社株式の一部(3,163,800株)を売 却した旨の連絡を受けており、これにより、株式会社フジクラは、当社の主要株主、主要株 主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないことになりました。なお、資金につき ましては、金融機関から5,000百円の借入を実行しております。

詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

90,000,000株

② 発行済株式の総数

23.446.209株

③ 株主数

16.205名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 持 株 比	率
株式会社フジクラ	47,763百株 20.4	1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	25,220 10.8	3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	11,434 4.9)
藤倉化成株式会社	5,698 2.4	1
藤倉航装株式会社	5,152 2.2	2
藤 倉 コ ン ポ ジ ッ ト 従 業 員 持 株 会	4,402 1.9)
三井住友信託銀行株式会社	4,180 1.8	3
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,737 1.6	
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	3,626 1.5	5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託ロ・80014ロ)	2,938 1.3	3

- (注1) 持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
- (注2) 当社は、自己株式を保有しておりません。
- (注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・80014口)は、株式付与ESOP信託 導入に伴い設定された信託であります。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託 ロ・80014口)が所有する当社株式293.836株は当該自己株式には含めておりません。
- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 - イ. 株式付与ESOP信託導入に係る自己株式の処分

2024年2月13日付の当社取締役会決議による株式付与ESOP信託導入に伴い、第三者割当により自己株式293,836株の処分を行うことを決議し、2024年2月29日付で日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託□・80014□)が当社株式293.836株を取得しております。

ロ. 2024年5月13日に、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社フジクラより、その保有する当社株式の一部(3,163,800株)を売却した旨の連絡を受けており、これにより、株式会社フジクラは、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係

会社に該当しないことになりました。

ハ. 当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。取得した自己株式は4.000.000株であります。

(2) 新株予約権等の状況

新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	ふりがな 氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 旅締役 税後 後日 日本	もり た けん じ 森 田 健 司	_
常務取締役	かな い こう いち 金 井 浩 一	事業部統括 大阪支店長
常務取締役	たか はし ひで たか 髙 橋 秀 剛	管理本部統括 管理本部長 サステナビリティ統括室長
取 締 役	ゅ げ ちかし 弓 削 千賀志	技術製造統括 事業開発統括部長 事業開発統括技術開発部長 事業所統括部長 杭州藤倉橡膠有限公司董事長 安吉藤倉橡膠有限公司董事長 FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.会長
取 締 役	わた なべ たか ふみ 渡 邊 貴 史	副事業部統括 ACP事業部長 株式会社キャラバン代表取締役社長 Fujikura Composite America,Inc. 会長
取 締 役	taf laf laf laf laf laf laf laf laf laf l	藤倉化成株式会社社外取締役
取 締 役	ささき あきら 佐々木 聡	プライムコンサルティング株式会社代表取締役
取 締 役 常勤監査等委員	^{うえ まつ かつ お} 植 松 克 夫	_
取 締 役 監 査 等 委 員	ほそ い かず あき 細 井 和 昭	細井会計事務所公認会計士・税理士
取 締 役 監 査 等 委 員	た なか きょう こ 田 中 響 子	阿部・田中法律事務所弁護士

- (注1) 当社は、2023年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、常勤監査役植松克夫氏、監査役細井和昭氏および田中響子氏の任期が満了し、それぞれ取締役(監査等委員)に就任しております。
- (注2) 取締役長浜洋一、取締役佐々木聡、取締役細井和昭及び取締役田中響子の各氏は、社外取締役であります。
- (注3) 取締役長浜洋一、取締役佐々木聡、取締役細井和昭及び取締役田中響子の各氏を、東京証券取引所有価

証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

- (注4) 監査等委員細井和昭氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有しております。
- (注5) 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報 収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能に するため、植松克夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現在、当社と責任限定契約を締結しております取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)はおりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び当該従業員であり、その保険料の全額を当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者がその業務執行に起因して法律上負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。

なお、当該保険契約は、役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにする措置のため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填されず、被保険者である役員等の自己負担としております。

(4) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 金銭報酬等の額又はその算定方法の決定方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第144回定時株主総会において定額部分として年額300百万円以内(うち社外取締役分年額40百万円以内)、業績連動部分として220百万円以内と決議されています(ただし、使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち社外取締役は2名)、終結後7名(うち社外取締役は2名)です。

監査等委員会設置会社に移行する前の取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第137回定時株主総会において定額部分として年額240百万円以内(うち、社外取締役分年額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない)、業績連動報酬部分として200万円以

内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は2名)、終結後9名(うち社外取締役は2名)でした。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第144回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結後の監査等委員である取締役は3名でした。

監査等委員会設置会社に移行する前の監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第128回定時株主総会において年額48百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名、終結後4名でした。

取締役の報酬は、代表取締役社長が原案を作成し、独立役員へ諮問の上でその見解を踏まえ、取締役会で社長に一任することを決議し、社長が決定しております。

- ② 非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数又は算定方法の決定方針 非金銭報酬はありません。
- ③ 報酬等の種類ごとの割合の決定方針 取締役の報酬は、職位に応じた「固定報酬」を中心とし、連結経常利益を指標として算定 18.45 では、 18.45

される「業績連動報酬」、さらに業績連動報酬の40%を「株式取得目的報酬」としております。

④ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

当社では、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬の決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。業務執行取締役については、職位に応じた固定報酬を中心としつつ、取締役の業績に対する意識の向上を目的として、連結経常利益を指標として算出する業績連動報酬を設けており、業績連動報酬は連結経常利益の一定割合を総額として、社外取締役を除く取締役の職位に基づき配分しております。当社は、業績連動報酬の40%を株式取得目的の報酬として位置づけ、原則として「役員るいとう」に拠出して当社の株式を取得するために充てることとしており、投資家と株式価値の向上について一体感を保つためのインセンティブを与えております。

ただし、社外取締役については、独立性を重視することから、固定報酬のみとしております。

当社は、役員の賞与および退職慰労金制度を廃止して年度報酬のみとし、年度支給額を12分割し毎月支給しております。取締役の個人別報酬の決定については、株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で、取締役会は当社代表取締役社長に個人別報酬額の決定を委任することとしたときは、委任を受けた代表取締役は個人別の報酬原案を作成し、独立役員に諮問の上、当該諮問の内容を踏まえて、報酬を決定することとしております。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項
 - イ. 委任を受けた者の氏名および株式会社における地位・担当 代表取締役社長 森田健司
 - ロ. イの者に委任された権限の内容 株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で、取締役の個人別報酬額を決定す
 - ハ. イの者に口の権限を委任した理由

ること。

代表取締役は、会社全体の業績・状況等を俯瞰する立場にあることから委任をすることが適当であると判断したため。

二. イの者により口の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあって は、その内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬の決定については、株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で、取締役会が、任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会(構成員の過半数は社外取締役)の意見を徴することを条件に、当社代表取締役社長に委任し、代表取締役社長は個人別の報酬原案を作成し、指名報酬諮問委員会の答申を経て、個人別報酬を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針 当社では、2024年3月27日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬の決定方針を 変更しており、その概要は以下のとおりです。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)については、職位に応じた固定報酬を中心としつつ、取締役の業績に対する意識の向上を目的として、連結当期純利益を指標として算出する業績連動報酬を設けており、業績連動報酬は前年度の連結当期純利益の一定割合(対象となる取締役の職位に基づく係数の総和)を総額として、取締役の職位に基づき配分しております。当社は、業績連動報酬の40%を株式取得目的の報酬として位置づけ、原則として株式累積投資に拠出して当社の株式を取得するために充てることとしており、投資家と株式価値の向上について一体感を保つためのインセンティブを与えております。なお、社外取締役については、独立性を重視することから、固定報酬のみとしております。当社は、役員の賞与および退職慰労金制度を廃止して年度報酬のみとし、年度支給額を12分割し毎月支給しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬の決定については、株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で、取締役会が、任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会(構成員の過半数は社外取締役)の意見を徴することを条件に、当社代表取締役社長に委任することとしており、代表取締役社長は個人別の報酬原案を作成し、指名報酬諮問

委員会の答申を経て、個人別報酬を決定することとしております。

昨年度までの方針からの主な変更点は、以下のとおりであります。

- イ. 取締役が最終利益についての責任を負うために、業績連動報酬の指標を連結経常利益 から連結当期純利益に変更。
- ロ. 個人別報酬の決定について任意の指名報酬諮問委員会の意見を徴することを追記。
- ⑦ 取締役及び監査役並びに監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額	報酬等	対象となる 役員の員数						
	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(人)				
取締役 (監査等委 員を除く) (うち社外 取締役)	199 (16)	114 (16)	85 (—)	_ (—)	7 (2)				
取締役 (監査等委員) (うち社外 取締役)	26 (13)	26 (13)	(-)	(<u>—</u>)	3 (2)				
監査役 (うち社外 監査役)	7 (3)	7 (3)	_ (—)		3 (2)				

- (注1)表示単位未満を切捨てて表示しております。
- (注2) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- (注3) 当事業年度末現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。) は7名(うち社外取締役2名)、監査等 委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)であります。
- (注4) 第144回定時株主総会終了後の業績連動報酬の算定に用いた第144期連結経常利益の実績は5,144百万円です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - イ. 社外取締役長浜洋一氏は、藤倉化成株式会社の社外取締役であります。当社と藤倉化成株式会社の間には製品売買等の取引関係がありますが、その金額は僅少です。
 - ロ. 社外取締役佐々木聡氏は、プライムコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には人事教育に関するコンサルティング契約を締結しており、その金額は1百万円未満であります。
 - ハ. 社外取締役(監査等委員)細井和昭氏は、東プレ株式会社の社外監査役でありましたが、2023年6月に退任しております。
 - 二. 社外取締役(監査等委員)細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ホ. 社外取締役(監査等委員)田中響子氏は、阿部・田中法律事務所の弁護士であります。 当社と兼職先との間には顧問契約等があり、その金額は2百万円であります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
社外取締役 (在任期間:4年10か月)	_{ながはま よういち} 長浜 洋一	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、議案 審議等につき、経営者であった経験豊富な観点から必要な 発言を適宜行っております。
社外取締役 (在任期間:7年)	ささき あきら 佐々木 聡	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案審議等につき、コンサルタントとしての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役監査等委員 (在任期間:17年)	はそ い かずあき 細井 和昭	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会4回、監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役監査等委員 (在任期間:4年10か月)	たなか きょうこ 田中 響子	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会4回、監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- イ. 社外取締役長浜洋一氏は、実践的な視点から当社の経営全般に助言し、当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じ、企業価値の向上に寄与していただけると期待して選任しました。当事業年度の取締役会においては経営者としての豊富な経験と実績、幅広い見識を有した発言を適宜行っております。
- 口. 社外取締役佐々木聡氏は、豊富な教育経験及び幅広い見識等を有しており、健全かつ効率的な経営の推進について指導することと期待して選任いたしました。当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じて企業価値の向上に寄与し、当事業年度の取締役会においてはコンサルタントとしての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。
- ハ. 社外取締役細井和昭氏は、財務および会計に関する相当程度の知見があるため、当社の コーポレートガバナンスに寄与していただけると期待して選任しました。当事業年度の取 締役会においては公認会計士・税理士としての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行 っております。
- 二. 社外取締役田中響子氏は、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知見がある ため、当社のコーポレートガバナンスに寄与していただけると期待して選任いたしまし

た。当事業年度の取締役会においては弁護士としての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。

- ホ. 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に 基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
- ③ 社外役員及び独立役員の選定基準の概要

当社における社外役員及び独立役員の選定基準の概要については、以下のとおりであります。

(社外役員選定基準)

以下のイ~ハすべてに該当する場合を社外役員の適格者とする。

- イ.企業経営、または会計監査など専門的分野において、広い見識と十分な経験を有している。
- □. 当社の業務を理解し、当社の意思決定や業務執行に関する客観的かつ経験に根差したご 意見をいただける。
- ハ. 親会社等の取締役、執行役等会社法における社外役員欠格者でない。

(独立役員選定基準)

東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める以下の基準に該当する場合を独立役員の適格者とする。

- イ. 当社の社外役員としての要件を満たしている。
- ロ. 議決権10%以上(含間接保有)を保有している大株主(当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員を含む)でない。
- ハ. 重要な取引関係(当社連結売上高の2%以上の取引が当社及び当社子会社との間にある場合をいう)のある企業の業務執行取締役、執行役、執行役員でない。
- 二. 主要借入先の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員でない。
- ホ. 役員報酬以外に当社から多額(年額10百万円以上)の報酬を得ている公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等(社員、パートナー、従業員等を含む)でない。
- へ. ロ〜ホの基準に該当する者の子会社、関連会社、親会社の大株主、それらの取締役、監 査役、会計参与、執行役、執行役員やその近親者(配偶者または二親等内の親族もしく は同居の親族)でない。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

41百万円

・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

41百万円

- (注1) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行の状況及び報酬見積りの算 出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額に ついて会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と 金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の当事業年度に係る会 計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、監査等委員の全員の同意により、その会計監査人の解任の決定を行うものとしております。また、会計監査人の継続監査年数を考慮して、監査等委員会の決議により、その会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する決定を行うものとしております。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が、2023年12月26日付で発表した処分の内容の概要

- ① 処分の対象者 太陽有限責任監査法人
- ② 処分の内容
 - ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月 (2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被 監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を 除く。)
 - ・業務改善命令 (業務管理体制の改善)
 - ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3か月 (2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況 当社の海外子会社の計算書類監査の状況は以下のとおりです。

子	会	社	玉	名	監	查	法	人	名
Fujikura Composite America, Inc.			米	玉	KMJ Corbin & Company L L P				
IER Fujikura,	Inc.		米	玉	BOBER,M	ARKEY,F	EDORO	VICH	
杭州藤倉橡膠有	限公司		中	玉	浙江韋寧会	:計師事務	所有限公	门	
安吉藤倉橡膠有	限公司		中	玉	浙江韋寧会	会計師事務	所有限公	门	
FUJIKURA CO	OMPOSITES HAIPH	HONG,INC.	ベト・	ナム	Grant Th	ornton ((Vietnam	n) Limited	d

5. コーポレート・ガバナンスに関する状況

(1) 子会社における不適切な会計処理について

過年度において判明した、当社連結子会社である杭州藤倉橡膠有限公司及び安吉藤倉橡膠有限公司での不適切な会計処理につきましては、内部統制の実効性の確保、ガバナンス体制の再構築、そしてコンプライアンスの徹底等の対策を講じ、健全な組織風土・企業文化の維持向上に努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

① コーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方

多様な価値観を有するステークホルダーとの適切、かつ継続的な協力関係のもとで、中長期にわたって企業を存続させ、価値を持続的に向上させていく上でのコーポレート・ガバナンスの重要性については、当社においても認識しており、当社及び当社子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、経営理念、事業理念、定款、「FUJIKURA COMPOSITESコーポレート・ガバナンス方針」、CSR・コンプライアンスについての行動規範である「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を柱として、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、公正で健全な経営、適正・迅速な意思決定と事業の運営、ステークホルダーとの良好な関係、法令順守を進めてまいりました。引き続き、当社グループの規模と性質に適した迅速な意思決定、取締役会から権限を移譲された業務執行者によるきめ細かな業務執行、事業の別や取締役・監査役といった職務の枠にとらわれない幅広い観点からの業務状況の把握と監督、一層の経営資源の有効活用といった形で経営の効率性、透明性を高めております。

② 株主の権利・平等性の確保

最も望ましい形での企業価値の向上に向けて、持続可能な形でコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、当社は、取締役会・業務執行取締役・社外取締役、監査等委員会・監査等委員が、能動的かつ有機的な連携を取りつつ、法令、定款、株主総会によりそれぞれに与えられた役割や責務を遂行できる体制を構築して、高度に専門的な経営判断を機動的に行うことを可能とするとともに、株主の皆様が、投資、当社との対話、権利行使に必要な情報の提供や施策を行います。

③ 資本政策

当社グループは、経営環境の変化に備えるために資本を充実させるのみならず、企業価値の安定的かつ着実な成長のために必要な投資を着実に行って有効利用を図ることを資本政策の基本としており、当面の目標を、株主の皆様を始めとしたステークホルダーにわかりやすい経営指標(例:自己資本比率、ROE、売上高営業利益率)により開示しており

ます。

また、株主の皆様への利益還元については、主として、中長期における事業の持続的な成長を支えるための原資として内部留保を確保した上で、配当性向、株主資本配当率などを勘案しながら安定配当することを基本方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元をさらに充実させる観点から、改めて2024年3月期から株主還元方針を以下のとおり定めております。

イ. 株主資本配当率

株主資本配当率 (DOE) 4.0%以上を目途とし配当を実施します。安定的・継続的な配当という観点から一株当たり年間配当額は45円を下限とします。

口. 配当

中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行います。

八. 自己株式取得

自己株式の取得については、市場環境や資本効率等を勘案し、適切な時期に機動的に 実施いたします。

二. 株主優待

日頃よりご支援・ご理解賜っております株主の皆様への感謝の気持ちを込めて、引き続き株主優待制度を実施してまいります。現在当社はゴルフシャフトのリシャフト及びアウトドア用品をそれぞれ優待販売しております。また、500株以上を3年以上保有の株主様を対象に、長期保有優待制度を実施しております。

④ 政策保有株式として上場株式を保有する場合の保有及び議決権行使等の方針

当社は、企業間の連携が企業価値向上に必要と考える場合に限り、上場株式を政策的に保有することがあります。その場合は、当該政策保有株式の保有の適否を個別に精査し、経済合理性の上から保有が適切でないと判断する場合は当該政策保有株式の縮減を検討します。

ただし、株式の保有目的が経済合理性による評価に適さない場合は、他の適切な観点で判断することがあります。

また、議決権の行使については、当該株式の保有目的、当該企業を取り巻く環境、株式 保有のリスクとリターンと当該会社提案の内容を勘案し、当社グループの企業価値向上に 資するかどうかを基準に賛否を検討します。

当社の株式を保有している他社から当社株式の売却等の意向を示された場合には、売却等を妨げることはありません。

⑤ 買収防衛策の導入、公開買付けへの対応、増資等株主の皆様の利益に関わる株式政策・

資本政策に対する方針

当社は、当社グループの企業価値の持続的な成長が株主の皆様共通の利益であるという 観点から、施策の必要性・妥当性に関して十分に検討し、実施する場合は、当社の判断を 株主の皆様へ説明して理解を求めながら、適正な手続きを踏んで実施いたします。

⑥ 関連当事者間等の取引に関する方針

当社においては、期末日現在で各役員に確認し、該当があれば、4月度取締役会で取引を報告します。また、予定がある場合は、特別な利害関係にある取締役を除いた取締役会において、予め承認を得て、取引を行います。

⑦ 株主・投資家との建設的な対話に関する方針

対話の目的と効果を考慮したうえで、当社の経営に精通した取締役社長、管理本部長等経営幹部が中心となり、IR、広報、経理等の機能を持つ管理本部や対話に必要な情報を有する部門と連携して、インサイダー情報の漏洩防止に配慮しながら、スモールミーティング、個別取材を通じて、当社の事業内容、戦略、業績、資本効率、事業ポートフォリオ、設備・研究開発・人材等への投資、事業計画などについて対話を進めます。

当社では、半期ごとに作成される株主名簿で株主構造を把握するほか、定時株主総会決議通知と中間配当通知に同封する株主アンケートハガキにより、株主属性、保有方針、意見等の収集に努めています。

対話及び調査を通じて把握した株主の皆様からのご意見や株主構成は、必要に応じて、 管理本部長より、取締役会、経営会議、他の経営幹部等に共有されます。

インサイダー情報は、社内規程により管理方法が明確に定められており、これを順守することで、不用意な開示を防いでいます。

⑧ 情報開示に関する方針

当社においては、株主や投資家が、中長期における当社グループの企業価値の向上に向けて、当社との対話や権利行使を行う場合に必要な事項を開示するとともにステークホルダーに対し広く必要な情報を開示するという観点から、事業内容、経営の基本方針、経営戦略、財政状態・経営成績等の財務情報、資本政策、配当政策、リスクに係る情報などの基本的な当社及び当社グループの情報、取締役会における決議事項等株主の皆様共通の利益に関する情報、取締役・監査等委員である取締役候補者の指名や報酬決定方針などの情報、環境問題やCSRへの取組に関する情報などを、株主総会招集通知・決算短信・有価証券報告書・適時開示資料、当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書等に記載して開示します。

開示にあたっては、ディスクロージャーポリシーを順守し、適時、適法な開示に留意し

ます。

9 体制の概要

当社は、当社グループの意思決定と業務執行の効率性と透明性、公正性のバランスを考慮して、当社または他社における経営・事業・技術に関する十分な見識と経験を有する任期1年最大11名(現在は7名)の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に社外取締役2名を配し、また、監査等委員である社外取締役が過半数を占める監査等委員会と合わせて、客観性に配慮した体制を採用しております。

また、取締役会が重要な問題に集中できるように、日常的な業務の執行に関する意思決定を業務執行取締役等主要な経営幹部に常勤監査等委員を加えたメンバーにより構成される経営会議に委任しております。

⑩ 取締役候補者・監査等委員である取締役候補者、役付取締役の指名

当社は、取締役会規程において、取締役候補・監査等委員である取締役候補の指名、代表取締役・役付取締役の選定等に際し、独立役員に対し諮問する制度を従前から設けており、自由で闊達な意見交換を重視しております。当該諮問制度を活用して、独立役員の適切な関与、助言を得ることにより、効果的かつ透明性の高い決定プロセスの下で、代表取締役社長が、能力、経歴、専門分野での見識、コンプライアンス意識等を考慮して、企業価値の保全及び拡大の観点から取締役または監査等委員である取締役に最も適していると思われる人材を候補者として推薦し、独立役員への諮問を行った後、取締役会が審議の上、株主総会への付議(監査等委員である取締役候補者の場合は監査等委員会の同意を要します。)、代表権の付与、役付取締役の任命について決定しております。社外役員・独立役員については、法令、東京証券取引所、当社において定める社外性基準・独立性基準を満たす場合に指名できることとします。経営陣幹部の業務執行において、法令、定款等により定められた義務・付託に対し違反または懈怠があった場合、独立役員に対する諮問により透明性、客観性を確保しつつ業務執行の継続の可否、報酬面での対応の是非を検討します。

① 役員報酬

当社では、業務執行取締役については、職位に応じた固定報酬を中心としつつ、取締役の業績に対する意識の向上を目的として、業績連動報酬を設けており、連結経常利益の一定割合を総額として、社外取締役を除く取締役の職位に基づき配分しております。なお2024年3月27日開催の取締役会において指標を連結経常利益から連結当期純利益に変更しております。

業績連動報酬の40%を株式取得目的の報酬として位置づけ、原則として「役員るいと

う」に拠出して当社の株式を取得するために充てることとしており、投資家と株式価値の 向上について一体感を保つためのインセンティブを与えております。

ただし、社外取締役については、独立性を重視することから、固定報酬のみとしております。

- ② 取締役会・監査等委員会の実効性をさらに高めるための取組み 当社では、取締役会・監査等委員会の実効性をさらに高めるため、事務局(管理本部) を中心として、社外役員への支援、コンプライアンス知識に関する研鑽機会の提供、会議 運営の改善にあたり、コーポレート・ガバナンス機能の向上を図っております。 また、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスを目指して、取締役会の実効性評価 を行っております。
- ③ 多様な価値観を有する社員が能力を発揮できる企業の実現 女性、外国人、障害者などを含む多様な価値観を有する社員それぞれが、性別、国籍、 障害を問わず白らの能力を発揮できる企業をめざします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人の職務が効率的に行われることを確保するための体制及び職務の執行に係る事項の報告に関する体制

本項における体制は、以下のとおりとなっております。

- イ. 効率的な事業体制
 - a.業務執行にあたっては、グループ会社管理規程に基づいて、予め定められた職務権限及び妥当な意思決定ルールによって各部門(グループ会社を含む。以下、同じ。)の責任者に権限を委譲し、各責任者は経営の方針及び計画等に従って事業計画を策定し、その権限に基づいて実施する。
 - b.執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会で決定した基本 方針に基づいて、常勤取締役と主要責任者が構成する経営会議において、全社的な 観点から詳細かつ充分に検討して決定する。
 - c.目標を明確にし、効率のよい事業運営を行うため、予算管理規程に基づき全社及び 各部門の年度予算を定め、それに基づいた業績管理を徹底しており、事業ヒアリン グ(四半期)、経営会議(月次)等を通じて、常時、状況を把握し、必要な修正を 加える。
- ロ. 妥当性、透明性、公正性を確保しつつ、意思決定における積極的なリスクテイクと 効率的で適正な業務執行を可能とする体制
 - a.取締役会等における付議事項(決議事項及び報告事項)、職務権限と業務分掌の明確化を行う。
 - b.業務執行取締役の業績評価、報酬決定、候補指名など特に妥当性、透明性、公正性に配慮する必要がある事項の決定に際しては、指名報酬諮問委員会へ諮問、協議する。
 - c.取締役会の実効性について定期的な評価を行う。
 - d.社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、適切な職務執行に必要な 体制を整備し、支援を行う。
- ② 資産の保全が適正に行われるための体制 資産の取得、使用及び処分は、当社グループの社内規程に定める手続の下に実施する。 また、適切なリスク管理によって、顕在化した、または予見される損失に対して、資産 への影響を限定する。
- ③ 情報の保存及び管理に関する体制

業務情報、財務情報、取締役の職務執行に係る情報(電子情報を含む。)等の保存及び 管理は、当社グループの社内規程により定められた方法で行う。

④ 当社グループの損失の危険の管理に係る体制

当社グループでは、事業リスク、災害リスク、品質・環境リスク、安全衛生リスク、コンプライアンスリスクなどリスクの種類に応じた管掌部門及び専門委員会がリスクを内包する部門と協力してリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証を行うほか、当社グループ全体に係る特に重要なリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証をリスクマネジメント委員会の管理下において、リスク管理を当社グループ横断的かつ統合的に行う。

⑤ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(以下、「コンプライアンス体制」)は以下のとおりとする。

イ. 「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」

当社グループにおける法令及び社会倫理の順守の柱として「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を制定し、これを全役職員が順守することとしており、これを基礎としてコンプライアンス体制を構築する。

ロ. コンプライアンス推進委員会

取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会を置き、「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」に基づいて、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握、コンプライアンス上のリスクの分析・評価、再発防止策の立案にあたる。

ハ. 複線的な内部通報経路

内部通報制度により複線的な情報伝達経路を定めており、外部の弁護士事務所の他、社内においては代表取締役社長、監査等委員、管理本部長、コンプライアンス推進委員長、人事総務部長、労働組合委員長、各事業所を管掌する人事担当チームの責任者のいずれかから通報者の意思により選択し、職制を経由しない直接的情報伝達が可能となっている。

ニ・モニタリング

当社内部監査室及び中国子会社2社の内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の整備・運用の状況を監査して内部統制の有効性を評価し、必要に応じて是正を要求するとともに、是正処置による有効性の回復を確認する。

- ⑥ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制は以下のとおりとする。
 - イ.企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告 に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について (意見書)」等内部 統制の実施基準に定めるところに沿って体制を整備する。
 - 口. 財務報告の適正性を確保するために実施する基準の詳細は別に定める。
- ⑦ 監査等委員会による監査の実効性の確保

監査等委員会による監査の実効性を確保するための体制は以下のとおりとする。

イ. 監査等委員会を補助する使用人に関する体制

監査等委員会は管理本部の所属員に監査等委員会の事務を補助させることができる。またこれとは別にその職務の執行に必要な場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から独立して監査等委員会の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できるものとする。

監査等委員会が補助者を要請した場合、当社は当該監査等委員会と協議の上、補助者となる外部専門家・従業員等の人選、契約条件・監査等委員会を補助している間の補助者の処遇等を決定する。

□. 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する 事項

補助者の選任・解任・処遇の変更等は、補助者を要請した監査等委員会と協議の上、決定する。

- ハ. イ. の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 選任された補助者は、要請した監査等委員会の直接の指揮下におき、その指示によりその職務を行う。
- 二. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への 報告に関する体制及びグループ会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が 監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人(子会社の取締役及び監査役並びに使用人を含む。)から、事業に影響する重要事項について報告を受けるほか、取締役及び使用人に必要な事項について報告を求めることができる。

また、内部通報規程では、通報内容と調査結果の監査等委員会への報告が規定されているほか、窓口として、使用人等から直接情報の提供を受け、自ら調査し、取締役会規程に基づき、取締役会等へ報告、是正処置を勧告することができる体制となって

いる。

- ホ. 内部通報者及び内部通報を理由に不利益な取り扱いを受けた者が、報告をしたこと を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制 社規「内部通報規程」の通報者保護に準じて取り扱う。
- へ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該 職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 当社においては、監査等委員の請求に基づき、費用及び債務の全額を負担する。
- ト. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を 行うほか、部門の責任者等に直接ヒアリングを行うなど、監査の強化を図る。 また、会計監査人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監 査内容の充実に努める。なお2024年5月24日の取締役会において内部統制に関する 基本方針の内容を、監査等委員会が内部監査室に指揮命令を行う体制に変更すること を決定いたしました。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 当社は、自らの企業価値を守り、当社の社会的責任を果たす観点から反社会的勢力との 関係遮断を「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」に規定し、これを記載した「マナー &ルールBook」をもって役員・社員への啓蒙を図るとともに、広く人事総務部を対応統 括部署として、地域の警察と連絡を取りながら、従業員への研修、契約書への反社会的勢 力排除条項の追加等、被害予防体制の強化を進める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループでは、取締役会が定める内部統制の基本方針の下、次のように業務の適正を確保しております。

- ① 当社グループでは、法令、定款、当社グループにおける法令順守の柱である [FUJIKURA COMPOSITES行動規範]を始めとする社内規程に則し、定期的に開催される取締役会の監督の下、効率的、かつ、適正に業務を進めており、業務は、複線的な経路を有する内部通報制度と複数の取締役を中心に構成され、四半期ごとに開催されるコンプライアンス推進委員会により適法性、妥当性が監視されております。これに加えて、監査等委員会、内部監査室、会計監査人の監査が定期的に行われております。
- ② 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部統制室を置いて、当社グループ全体にわたって重要な内部統制プロセスを監視し、不備があれば速やかに是正しております。内部監査室及び会計監査人は、内部統制の整備と運用についての監査を毎

年行っております。

- ③ 当社グループでは、コンプライアンスと内部統制について、役員及び専門部署が、期初朝礼、グループ全体キックオフ、階層別研修及び役員就任時などの機会を捉えて定期的に重要性の周知と持続的な順守へ向けた意識の強化に努めております。
- ④ 当社グループでは、内部統制の基本方針に基づき、監査等委員会による監査の実効性を確保するために、必要な支援を行っております。

以上

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資產	の部	負 債	の部
流 動 資 産	28,515	流動負債	5,382
現 金 及 び 預 金	10,228	支払手形及び買掛金	2,320
受取手形及び売掛金	10,166	未払法人税等	8
商品及び製品	3,957	賞 与 引 当 金 事業撤退損失引当金	548 166
仕 掛 品	2,675	事業撤退損失引当金 資産除去債務	60
原材料及び貯蔵品	911	その他	2,279
そ の 他	624	固定負債	2,194
貸倒引当金	△49	リース債務	435
固 定 資 産	15,560	繰 延 税 金 負 債	716
有形固定資産	11,952	退職給付に係る負債	765
建物及び構築物	4,382	資 産 除 去 債 務 環 境 対 策 引 当 金	207
機械装置及び運搬具	2,786	環境対策引当金 その 他	9 58
土 地	3,059	負債合計	7,576
建設仮勘定	879		の部
その他	844	株主資本	33,333
無形固定資産	171	資 本 金	3,804
投資その他の資産	3,436	資本剰余金	3,455
投資有価証券	1,889	利 益 剰 余 金	26,487
長期貸付金	235	自 己 株 式	△413
退職給付に係る資産	672	その他の包括利益累計額	3,165
繰延税金資産	72	その他有価証券評価差額金	741
株 建 抗 並 負 捏そ の 他	2,112	為 替 換 算 調 整 勘 定 退職給付に係る調整累計額	2,093 330
貸倒引当金	△1,545	純資産合計	36,499
資産合計	44,075		44,075
	7-7,07-5		77,075

 連結損益計算書

 (2023年4月1日から)

 (2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科			金	額
売 上	高			37,785
売 上 原	価			26,984
売 上	総利	益		10,800
販売費及び一般管	管理費			7,175
営業	利	益		3,624
営 業 外 収	益			
受 取	利	息	49	
受取	配当	金	57	
為替	差	益	83	
受取	賃 貸	料	48	
そ	\mathcal{O}	他	116	354
営 業 外 費	用			
支 払	利	息	2	
賃 貸 収	入原	価	35	
固 定 資	産除却	損	3	
工場移転	関 連 費	用	19	
そ	\mathcal{O}	他	20	80
経常	利	益		3,898
特別 利	益			
補助	金 収	入	592	592
特 別 損	失			
	失 引 当 金 繰 入	額	91	
事業撤	退損	失	93	
関 係 会 社	株式評価	損	71	257
	前 当 期 純 利	益		4,233
法人税、住民	税 及 び 事 業	税	898	
	等 調 整	額	82	981
	純利	益		3,252
親会社株主に帰	属する当期純利	益		3,252

連結株主資本等変動計算書

___________ (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)

(単位:百万円)

残高及び変動事由		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,80	4 3,297	24,508	△255	31,354
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,273		△1,273
親会社株主に帰属する当期純利益			3,252		3,252
自己株式の取得				△413	△413
自己株式の処分		158		255	413
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計		- 158	1,978	△158	1,978
当 期 末 残 高	3,80	4 3,455	26,487	△413	33,333

		その他の包括	舌利益累計額				
残高及び変動事由	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	純資産合計	
当 期 首 残 高	362	1,548	74	1,984	2	33,342	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△1,273	
親会社株主に帰属する当期純利益						3,252	
自己株式の取得						△413	
自己株式の処分						413	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	378	545	256	1,180	△2	1,178	
当期変動額合計	378	545	256	1,180	△2	3,157	
当 期 末 残 高	741	2,093	330	3,165	_	36,499	

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数

8社

・連結子会社の名称

株式会社キャラバン

藤栄運輸株式会社

Fujikura Composite America, Inc.

杭州藤倉橡膠有限公司

FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC.

IER Fujikura,Inc.

FUJIKURA GRAPHICS,INC. (注)

安吉藤倉橡膠有限公司

(注)FUJIKURA GRAPHICS,INC.は清算手続き中であります。

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称 株式会

株式会社藤加工所

株式会社藤光機械製作所

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社9社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社(株式会社藤加工所他8社)及び関連会社(道藤ゴム工業株式会社)はいずれも、それぞれ 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても 連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移

動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

□. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下

による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであ ります。

建物及び構築物 3年から50年

機械装置及び運搬具 2年から9年

□. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、使用するソフトウェアについて は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によってお ります。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して おります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口. 當与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計 年度に負担すべき額を計上しております。

八. 事業撤退損失引当金

事業撤退に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連 結会計年度末において合理的に見積ることが可能なものについて、 その見積額を計上しております。

二、環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置 法 によって処理することが義務付けられている P C B 廃棄物の処 理費用見積額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につ いては、給付算定式基準によっております。

口. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主とし て10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理してお ります。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政 計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の重要な収益及び費用の計上基準は以下の通りであります。

イ. 製品販売収益

当社及び連結子会社では、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。ただし、国内製品販売においては出荷から着荷までの期間が3日以内でほぼ100%となっていることから「収益認識に関する会計基準の適用指針第98項」に定める代替的な計上基準として出荷基準を採用しております。また、輸出製品販売においては船積時点で危険負担と費用負担が顧客に移転することから船積基準を採用しております。

口. 金型収益

顧客に支配が移転するものについては、支配移転時に売上を一括で計上しております。

八. 救命器具等整備業務収益

整備サービスの完了時点で収益を計上しております。

二. アウトドア製品販売収益

製品販売時において、値引きにより返金が生じない可能性が高いと見込まれる部分に限り取引価格として売上を計上しております。

2. 追加情報

当社は、従業員への福利厚生制度の拡充と当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託制度」を、2024年2月に導入しております。

① 取引の概要

当社は、予め定めた株式交付規定に基づき、一定の要件を充足する従業員にポイントを付与し、当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員に交付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度の帳簿価額及び株式数は、413百万円、293.836株であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産廃棄損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に係る見積りについて

- (1) 藤倉コンポジット株式会社
 - イ. 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 7,313百万円 無形固定資産 64百万円

無形回处貝性 04日刀片

口. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の産業用資材セグメントの一部事業について、事業環境の変化に伴い収益性が低下し減損の兆候があるため、減損損失の計上が必要であるかを検討しました。

その結果、当該事業の資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローがその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を計上しておりません。

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率に基づいて行っています。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、事業計画の基礎となる販売数量の予測及び製造原価の予測、及び事業計画期間後の成長率であります。

なお、事業計画の前提となる経済状況等の見積りには高い不確実性を伴うため、想定外の変動が生じた場合には重要な仮定に影響を及ぼす恐れがあり、これに伴い翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG.INC.

同社はIFRSに準拠して、財務諸表を作成しております。

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

産業用資材セグメント 有形固定資産

口. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

同社の産業用資材セグメントは、事業環境の変化に伴い収益性が低下し減損の兆候があるため、減損 損失の計上が必要であるかを検討しました。

698百万円

その結果、上記イ.の資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値がその帳簿 価額を上回っていたことから、減損損失を計上しておりません。

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率に基づいて行っています。

将来キャッシュ・フローの割引現在価値の見積りにおける重要な仮定は、事業計画の基礎となる販売 数量の予測及び製造原価の予測、及び事業計画期間後の成長率並びに割引率であります。

なお、事業計画の前提となる経済状況等の見積りには高い不確実性を伴うため、想定外の変動が生じた場合には重要な仮定に影響を及ぼす恐れがあり、これに伴い翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記 有形固定資産の減価償却累計額

27.443百万円

- 6. 連結損益計算書に関する注記
- (1) 事業撤退損失引当金繰入額

オフセット印刷機用ブランケット事業からの撤退に伴い発生する設備撤去費用の見積額などを計上しております。

(2) 事業撤退損失

オフセット印刷機用ブランケット事業からの撤退に伴い発生した原材料の処分費用などを計上しております。

(3) 関係会社株式評価損

当社の非連結子会社である株式会社アイオスの株式について、実質価額が著しく下落したため、減損処理を実施したものであります。

- 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	23,446,209株	一株	一株	23,446,209株

- (2) 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額
 - イ. 2023年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 463百万円

・1 株当たり配当額 20円

・基準日・効力発生日2023年3月31日2023年6月30日

口. 2023年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 810百万円

・1 株当たり配当額 35円

・基準日・効力発生日2023年9月30日2023年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2024年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 820百万円

・1 株当たり配当額 35円

·基準日 2024年3月31日

· 効力発生日

- 8. 金融商品に関する注記
 - (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	1,550	1,550	_
資産計	1,550	1,550	_

- (*1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対 照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	339

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した 時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位:百万円)

区分	時価							
	レベル1	し1 レベル2		合計				
投資有価証券	1,550	_	_	1,550				
資産計	1,550	_	_	1,550				

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		報告セグメント							
	産業用資材	引布加工品	スポーツ 用品	その他	合計				
日本	12,599	3,235	5,185	345	21,365				
米国	1,671	235	4,643	_	6,550				
中国	4,262	149	26	_	4,438				
その他	3,242	1,329	859	_	5,430				
顧客との契約から 生じる収益	21,776	4,949	10,714	345	37,785				
外部顧客への 売上高	21,776	4,949	10,714	345	37,785				

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準 に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,576円47銭

(2) 1株当たり当期純利益

140円48銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、株式付与ESOP信託の信託財産として、日本マスタート

ラスト信託銀行(信託口)が所有している当社株式を、控除対象の自己株式に含めて算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得について

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下の通り実施いたしました。

① 自己株式の取得を行う理由

当社は、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社フジクラより、同社が保有する当社普通株式について売却の意向を有している旨の連絡を受けました。当社として、同社の保有する当社株式が一時に市場に放出されることによる当社株式の市場株価等への影響を考慮し、当該株式を自己株式として買い受けることについて検討したところ、当該株式を自己株式として取得することは、市場への影響を回避することに加えて、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策にも資するものであると判断いたしました。

- ② 自己株式取得に関する取締役会の決議内容
 - イ 取得対象株式の種類

当社普诵株式

ロ 取得する株式の総数

4,000,000株 (上限)

(発行済み株式総数(自己株式を除く)に対する割合 17.1%)

ハ取得価額の総額

7,500百万円 (上限)

二 取得の方法

東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)

ホ 取得期間

2024年5月13日

③ 自己株式の取得結果

上記買付による取得の結果、自己株式4,000,000株(取得価額5,604百万円)を取得いたしました。 なお、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社フジクラより、その保有する当社株式の一部 (3,163,800株)を売却した旨の連絡を受けております。これにより、株式会社フジクラは、当社の主要 株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないことになりました。

(2) 資金の借入について

当社は、上記買付に必要な資金を調達するため、2024年5月10日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行と上限7,000百万円の借入契約を締結することを決議し、2024年5月14日に5,000百万円の借入を実行いたしました。

12. 連結計算書類の記載金額は表示単位未満を切捨てて記載しております。

貸 借 対 照 表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資產	の	部	負 債	の部
流 動 資 産		21,448	流 動 負 債	5,726
現 金 及 び 預	金	5,869	支 払 手 形	683
受 取 手	形	3,861	金	977
売掛	金	3,509	短期借入金	1,664
			未払法人税等	31
商品及び製	品	1,676	賞 与 引 当 金 事業撤退損失引当金	518
仕 掛	品	2,398	事業撤退損失引当金資 産 除 去 債 務	151 60
原材料及び貯蔵	品	48	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1,640
短期貸付	金	3,823	固 定 負 債	1,148
その	他	261	退職給付引当金	731
固 定 資 産		12,963	繰延税金負債	296
有形固定資産		7,313	資 産 除 去 債 務 環 境 対 策 引 当 金	20
	H/m		環 境 対 策 引 当 金 そ の 他	9
建	物	1,966	食 债 合 計	6,875
構築	物	143		の部
機械装	置	1,469	株主資本	26,795
機 械 装 土	置地	1,469 2,665		
			株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金	26,795 3,804 3,455
土 建 設 仮 勘	地定	2,665 804	株 主 資 本 資 本 乗 金 資 本 準 備 金	26,795 3,804 3,455 3,207
土 建 設 仮 勘 そ の	地	2,665 804 263	株 主 資 本 資 本 剰 金 資 本 準 備 金 その他資本剰余金	26,795 3,804 3,455 3,207 247
土 建 設 仮 勘 そ の 無 形 固 定 資 産	地定	2,665 804 263 64	株 主 資 本 資 本 剰 余 金 資 本 剰 年 備 金 資 本 準 備 金 その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949
土 建 設 仮 勘 そ の 無 形 固 定 資 産 投資その他の資産	地定他	2,665 804 263 64 5,585	株 主 資 本 資 本 乗 金 資 本 準 備 金 その他 資 本 金 利 益 剰 金 利 益 準 備	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949 328
土 建 設 仮 勘 そ の 無 形 固 定 資 産	地定	2,665 804 263 64	株 主 資 本 資 本 乗 金 資 本 乗 備 金 そ の 他 資 本 金 利 益 剰 金 金 利 益 準 備 金	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949
土 建 設 仮 勘 そ の 無 形 固 定 資 産 投資その他の資産	地定他	2,665 804 263 64 5,585	株 主 資 本 資 本 金 資 本 乗 資 本 乗 資 本 乗 そ 利 益 利 益 乗 利 ご の 表 の 会	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949 328 19,621
土 建 設 仮 勘 そ の 無 形 固 定 資 産 投資その他の資産 投 資 有 価 証	地定他券	2,665 804 263 64 5,585 1,361	株 ・主 ・本金金金 備利 ・本・乗 ・本・乗 ・本・乗 ・本・乗 ・本・乗 ・本・乗 ・本・乗 ・本・乗 ・、準本・乗 ・、準本・乗 ・、準本・乗 ・、準本・乗 ・、準本・乗 ・、単 ・、単 ・、単 ・、単 ・、単 ・、単 ・、単 ・、単	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949 328 19,621 1,107 3,000 15,513
土 建 設 仮 勘 そ の 無 形 固 定 資 産 投資その他の資産 投 資 有 価 証 関 係 会 社 出 質 係 会 社 出	地定他 券式金	2,665 804 263 64 5,585 1,361 957 1,837	株 章 本 本 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949 328 19,621 1,107 3,000 15,513 △413
土 建 設 仮 の 資産 間定の他の資産 投 資 係 会 関 係 会 社 関 係 会 員 長 期 係	地定他券式金金	2,665 804 263 64 5,585 1,361 957 1,837 1,049	株 資 本 本 和 本 和 本 和 本 利 本 利 本 利 本 利 本 利 本 利 本 利 本 利 の の 定 が 利 が 利 が 利 が の の に う に う が も が も の に う に が も の に の の に 。 に 。 に の に 。 に 。 に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949 328 19,621 1,107 3,000 15,513 △413 741
土土建その資定の度変か全が会が会はの <t< td=""><td>地定他 券式金金他</td><td>2,665 804 263 64 5,585 1,361 957 1,837 1,049 488</td><td>株 章 本 本 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金</td><td>26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949 328 19,621 1,107 3,000 15,513 △413 741</td></t<>	地定他 券式金金他	2,665 804 263 64 5,585 1,361 957 1,837 1,049 488	株 章 本 本 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949 328 19,621 1,107 3,000 15,513 △413 741
土 建 設 仮 の 資産 間定の他の資産 投 資 係 会 関 係 会 社 関 係 会 員 長 期 係	地定他 券式金金他金	2,665 804 263 64 5,585 1,361 957 1,837 1,049	株 資 本 本 和 本 和 本 和 本 利 本 利 本 利 本 利 本 利 本 利 本 利 本 利 の の 定 が 利 が 利 が 利 が の の に う に う が も が も の に う に が も の に の の に 。 に 。 に の に 。 に 。 に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。	26,795 3,804 3,455 3,207 247 19,949 328 19,621 1,107 3,000 15,513 △413 741

損益計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	IN				^ -	年四・ロバル
	科				金	額
売	T		高			23,138
売	上	原	価			18,694
売	<u> </u>	総	利	益		4,444
販 売	費 及 び	一般管理	費			3,967
営	5	業	利	益		477
営	業を	小 収	益			
受	ā.	取	利	息	23	
受		マ 配	当	金	2,271	
為		替	差	益	77	
受			貸	料	15	
そ		, D		他	33	2,421
営			用	,0		_,
占 支		払	利	息	75	
賃		収	入原	価	2	
そ		か	/\ ///	他	111	190
経		常	利	益	111	2,708
特	- 別	利	益	ш		2,700
1 11 補			咖 収	٦	592	592
特	別	損	·····································	入	392	592
有事			大 引 当 金 繰 入	額	76	
事				失	93	
関			式評価	損	71	241
税	引前		朝 純 利	益	, ,	3,058
法	人税、	ューデ 住 民 税	及び事業	邢 税	302	3,030
法	人	税等	調整	額	15	318
当	期	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	利	益	1.3	2,740
	州	11世	ሆነ	ш		2,740

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

(出法	•	五下	П١
(単位	٠	百万	-

										\ I I—	//
					株	主	本				
			資本剰余金	È		利 益	剰	余 金			
	資本金	資 本	その他資本	資本剰余金	利益	そ 利	の 益 剰 余	他 金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		準備金	剰 余 金	合 計 準備金 [固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰 余金	合 計			
当期首残高	3,804	3,207	89	3,297	328	1,145	3,000	14,008	18,482	△255	25,328
当期変動額											
剰余金の配当								△1,273	△1,273		△1,273
当期純利益								2,740	2,740		2,740
自己株式の取得										△413	△413
自己株式の処分			158	158						255	413
固定資産圧縮 積立金の取崩し						△37		37	_		_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	_	_	158	158	_	△37	_	1,504	1,467	△158	1,467
当期末残高	3,804	3,207	247	3,455	328	1,107	3,000	15,513	19,949	△413	26,795

	評価・換	算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	362	362	2	25,693
当期変動額				
剰余金の配当				△1,273
当期純利益				2,740
自己株式の取得				△413
自己株式の処分				413
固定資産圧縮 積立金の取崩し				_
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	378	378	△2	376
当期変動額合計	378	378	△2	1,843
当 期 末 残 高	741	741	_	27,536

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿 価切下げの方法により算定)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであ ります。

建物 3年から50年

機械装置 2年から9年

② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、使用するソフトウェアについて は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によってお ります。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して おります。

- (3) 引当金の計 ト基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 當与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度 に負担すべき額を計上しております。

③ 事業撤退損失引当金

事業撤退に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当事 業年度末において合理的に見積ることが可能なものについて、その 見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按 分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しておりま す。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられている P C B 廃棄物の処理費用見積額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の重要な収益及び費用の計上基準は以下の通りであります。

① 製品販売収益

国内製品販売においては出荷から着荷までの期間が3日以内でほぼ100%となっていることから「収益認識に関する会計基準の適用指針 第98項」に定める代替的な計上基準として出荷基準を採用しております。輸出製品販売においては船積時点で危険負担と費用負担が顧客に移転することから船積基準を採用しております。

② ライセンス料収益

海外子会社の技術支援料、知財、製造ノウハウ等に係る収入として、ロイヤリティに係る収益を計上しております。金額的重要性や事務処理面の実行可能性を考慮し、海外子会社での実際販売時の翌月に収益を計上しております。

③ 金型収益

顧客に支配が移転するものについては、支配移転時に売上を一括で計上しております。

④ 救命器具等整備業務収益

整備サービスの完了時点で収益を計上しております。

2. 追加情報

連結注記表の「2. 追加情報」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に係る見積りについて

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

 有形固定資産
 7,313百万円

 無形固定資産
 64百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損に係る見積りについて (1) 藤倉コンポジット株式会社 に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,916百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 4,346百万円

② 長期金銭債権 1,049百万円

③ 短期金銭債務 1,884百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高 1,662百万円

② 仕入高 3,100百万円

③ 営業取引以外の取引による取引高 2,337百万円

(2) 事業撤退損失引当金繰入額

オフセット印刷機用ブランケット事業からの撤退に伴い発生する設備撤去費用の見積額を計上しております。

(3) 事業撤退損失

オフセット印刷機用ブランケット事業からの撤退に伴い発生した原材料の処分費用などを計上しております。

(4) 関係会社株式評価損

当社の非連結子会社である株式会社アイオスの株式について、実質価額が著しく下落したため、減損処理を実施したものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数は、以下のとおりであります。

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	293,790株	293,882株	293,836株	293,836株

- (注) 1. 当事業年度の自己株式の株式数の増加は、主として株式付与ESOP信託による取得293,836株であります。
 - 2. 当事業年度の自己株式の株式数の減少は、株式付与ESOP信託を対象とした第三者割当による処分 293,836株によるものであります。
 - 3. 当事業年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP信託の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行(信託口)が保有する当社株式293.836株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

	種	類		会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)			事者	取引の内容	取引金額 (百万円)		科目		期末残高 (百万円)
そ関	の 係	他会	の 社	株式会社フジクラ	被所有直接 20.4	営	業	取弓	産業用資材 製品の販売 (注)	210	売	掛	金	94

(2) 子会社及び関連会社等

	種 類		 会社等の名称 	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子	会	社	株式会社 キャラバン	100	営業外取引 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	760 170	短期貸付金長期貸付金	1,596 34
子	会	社	FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.	100	営業外取引役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	1,704 1,960	短期貸付金	1,744
子	会	社	杭州藤倉橡膠 有限公司	100	営業外取引役員の兼任	配当金の受取	316	_	_
子	会	社	安吉藤倉橡膠 有限公司	100	営業外取引 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	 150	短期貸付金長期貸付金	150 780
子	会	社	Fujikura Composite America,Inc.	100	営業外取引役員の兼務	資金の借入 資金の返済 配当金の受取 利息の支払	1,560 1,560 1,761 75	短期借入金	1,664

⁽注) 取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」と同一であります。

- 11. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

1,189円38銭

(2) 1株当たり当期純利益

118円37銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、株式付与ESOP信託の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行(信託口)が所有している当社株式を、控除対象の自己株式に含めて算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 自己株式の取得について 連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記 (1) 自己株式の取得について」に記載のとおりであり ます。
- (2) 資金の借入について 連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記 (2) 資金の借入について」に記載のとおりであります。
- 13. 計算書類の記載金額は表示単位未満を切捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

藤倉コンポジット株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 磨紀郎

FΠ

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計十 提

康 FΠ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤倉コンポジット株式会社の2023年4月1日か ら2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連 結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、藤倉コンポジット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産 及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年5月10日開催の取締役会にお いて、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、2024年5月13日に取得し
- 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年5月10日開催の取締役会にお いて、資金の借入を行うことを決議し、2024年5月14日に借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用にお ける取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人 はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ の他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか 検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注 意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

藤倉コンポジット株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 磨紀郎 印業務 執行社員 公認会計士 堤 康 印業務 執行社員 公認会計士 堤

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤倉コンポジット株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

強調事項

- 1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年5月10日開催の取締役会において、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、2024年5月13日に取得した。
- 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年5月10日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、2024年5月14日に借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の過年度において中国子会社における不適切な会計処理が行われていた事実の件については、その対策について監視し、監査を強化してまいりました。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

藤倉コンポジット株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 植 松 克 夫 印 監 査 等 委 員 細 井 和 昭 印 監 査 等 委 昌 田 中 響 子 印

(注) 監査等委員 細井和昭及び田中響子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

TOPICS

TOPIC フジクラシャフト 新商品のご案内



24 VENTUS BLUE THE ULTIMATE CONSISTENCY UPGRADE

国内外のツアーモデル使用率No.1トッププロをはじめとする多くのゴルファーに支持されてきた「VENTUS」がアップグレード。「24 VENTUS BLUE」は最新の「VeloCore Plus」テクノロジーを搭載し、フィーリング、安定性、スピードの向上に成功しました。スイング中やインパクト時の軌道をより安定させ、優れたボールコンタクトを実現します。





DIAMOND SPEEDER 全スイングに"輝き"を

FUJIKURA史上最小トルクとして2017年に発売した「DIAMOND SPEEDER」を、東レ㈱製の最新カーボン「トレカ®M46X」をゴルフシャフトでは初採用し、アップグレード。

「DIAMOND SPEEDER」にも採用している、「トレカ®M40X」に加え、さらに超高強度・高い弾性率を兼ね備えた「トレカ®M46X」をダブル積層。スイングからアウトプット出来る全ての飛距離要素をインパクトに直結できる設計になっています。

商品情報の詳細は、HPをご覧ください。

カチツ

https://www.fujikurashaft.jp/

フジクラシャフト





2

「株式付与ESOP信託」を導入 いたしました

従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせることによって、中長期的な企業価値向上を図ることを 目的として、本制度を導入いたしました。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

3

社内組織変更のお知らせ

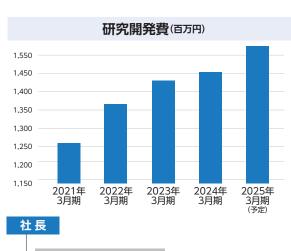
社内の重点課題に、より実効性とスピード感を増して対応するため、2024年4月より以下の組織を社長直轄 といたしました。

一 先進技術戦略室

新規事業創出のため、次世代自動車、医療、 半導体、新エネルギー、安全を成長分野に位置 付け、経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を再配 置。スタートアップとのオープンイノベーションや、 大学研究機関との提携を通じて、新規分野へ拡大 していくことを目指し、投資を行ってまいります。

■ サステナビリティ統括室

ESGに関する取り組みをより強化し、実効性の確保、非財務情報の開示に向けて、推進してまいります。



次世代技術企画部次世代技術開発部

サステナビリティ統括室

先進技術戦略室

